

☎は問い合わせ先です

1月1日から利用開始 白石駅東口自転車駐車場

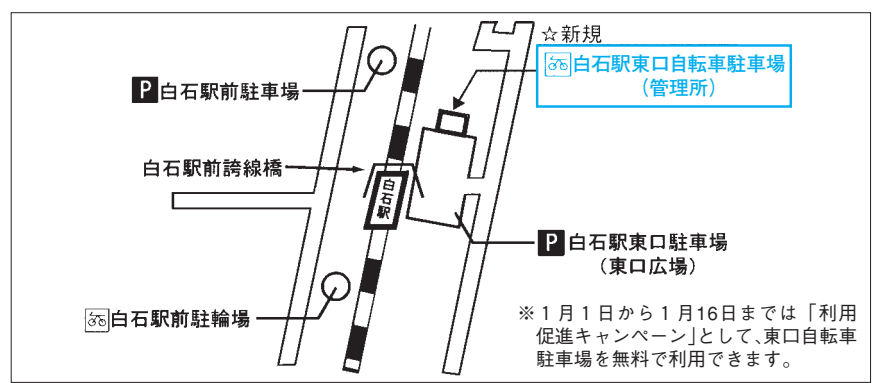
■東口利用料(1月17日より有料)

定期利用	自転車	バイク
1カ月	1,050円	1,570円
3カ月	2,520円	4,250円
6カ月	4,410円	7,870円
一時利用 (1回)	自転車 50円	バイク 100円

■利用方法 一時利用の方は利用時に、定期利用の方は申込時に利用券を購入ください。

■利用券の購入先
○6時30分から9時まで
白石駅東口駐車場管理所
○9時から17時30分まで
白石駅構内観光案内所
※白石駅西口の白石駅前自転車駐車場も、1月1日から東口自転車駐車場と同じ料金体系に改定します。

☎都市計画課
22-11325



2005 農林業センサスを実施します

農林水産省では、平成17年2月1日現在で「2005年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、我が国の農林業の実態を明らかにする目的で実施する、農林業に関する最も基本的な調査で、全国の農林業を営むすべての方を対象に行う「農林業に関する国勢調査」ともいえるべき大切な調査です。

調査結果は、今後具体化される各種の農林業施策を企画・実施する際の重要なデータとなるほか、農山村地域の整備など、町づくり、村づくりに欠かせない資料として利用されます。

1月中旬から、農林業センサスの対象となる方のお宅や会社などに、調査員が調査票などの記入のお願いに伺います。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださるようお願いいたします。

☎振興課統計係 22-11324

配偶者からの暴力で悩んでいる皆さんへ

昨年12月、「配偶者暴力防止法」が改正されました。

【改正の主な内容】

- 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 保護命令制度の拡充
 - 離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする。
 - 被害者と同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする。
- 退去命令期間が2カ月に拡大
- 退去命令についても再度の申し立てを可能とする。
- 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施が可能
- 基本方針および基本計画の策定

☎市男女共同参画相談支援センター
22-6035

※内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

■被害者の自立支援の明確化など
■警察本部長などの援助
■苦情の適切かつ迅速な処理
■国籍、障害の有無などを問わない人権の尊重



宮城県の最低賃金が変わりました

平成16年度の改正では、宮城県最低賃金、産業別最低賃金ともに2円引き上げられました。

■宮城県最低賃金

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	619円	16年10月1日

「宮城県最低賃金」は、県内の事業所で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイトなど含む)とその使用者に適用されます。

■宮城県産業別最低賃金

次の業種に該当する事業所で働く労働者とその使用者には以下の「宮城県産業別最低賃金」が適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
鉄鋼業	725円	平成16年 12月15日
電気・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業	699円	
自動車小売業	704円	

☎宮城労働局賃金室 22-299-8841

国民年金からのお知らせ

農業委員会 選挙人名簿登録申請について

農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。

次の要件に該当する方は、平成17年1月1日現在の状況を、「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」に記入押印して、1月10日までに提出することになります。

■選挙権を有する方 市内に住所を有し、年齢満20歳(昭和60年4月1日までに生まれた方)以上の方で次の要件を備える方

- 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
- その方の同居の親族(6親等内の血族または3親等内の姻族)またはその配偶者であつて年間におおむね60日以上耕作に従事する方

③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で年間におおむね60日以上耕作に従事する方

登録申請書の提出がない場合は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されませんので、投票やリコール請求ができなくなります。

登録申請書は、農業委員会協力員(自治会長など)が12月下旬に配布し、1月上旬に回収します。

1月上旬までに申請書が届かない場合や不明な点があれば農業委員会事務局 ☎22-12566まで問い合わせください。

■選挙人名簿の縦覧について

- ・期間 2月23日～3月9日
- ・場所 市選管事務局市庁舎1階

「うつ病」についての 地域講演会

ストレスの多い現代、どんな人でもかかる心の風邪「うつ病」。長年うつ病の研究に従事されるなど、活躍中の先生から講演いただきます。ぜひご参加ください。

■日時 1月31日(月)
10時～12時

●場所 健康センター大会議室

●講師 東北大学大学院医学系研究科助教授 栗田 圭一先生

☎健康推進課 22-11362

自動車登録・検査手続きは お早めに

毎年、自動車の登録・検査手続きが3月に集中し、窓口や検査場が大変混雑します。手続きはできるだけ2月中までに済ませていただきますようお願いいたします。

■自動車の登録・検査テレホンサービス
☎022-2335-9777

■軽自動車の申請手続き・検査テレホンサービス
☎022-2338-5566

■20歳になったら国民年金

20歳になると、いろいろな権利と義務が発生しますが、国民年金への加入も大切な義務です。

【国民年金とは】老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれることがないよう、社会全体で支える制度です。

そのため、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入を義務付けられています。

【手続きは】20歳になった時点で加入手続きをしなければなりません。なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、同時に国民年金に加入していることとなりますので、手続きは不要です。

※厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方は、20歳になったとき、配偶者の勤務先を経由して社会保険事務所に届け出が必要になります。

【手続きを怠ると】病気やケガなどで障害が残ったときに障害年金を受けられなくなります。また、将来のあなたの老齢年金額が少なくなったり、全く受けられなくなる場合があります。

保険料を納めることは、自分自身の年金受給権を確保していくこととなります。まだ手続きがお済みでない方は速やかに手続きを！

■平成16年分の「源泉徴収票」が送付されます

国民年金や厚生年金保険、共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法の規定上、雑所得として取り扱われ、課税対象となります。

老齢基礎年金、老齢厚生年金、通算老齢年金などの老齢年金受給者には、1月末までに社会保険業務センターから「源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票には、平成16年中に支払われた年金額や社会保険料、源泉徴収税額、控除内容などが記載されています。

源泉徴収された方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないことになっています。

しかし、二つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与所得がある方などは、確定申告を行わなければなりません。

※なお、障害年金や遺族年金は課税対象となっておりませんので、源泉徴収票が送付されません。

■国民年金保険料の納付はお済みですか?

「将来ちゃんと年金を受け取れるのか不安」という声がありますが、それは大きな誤解です。国民年金は、国が責任を持って運営する安心・確実な制度です。国民年金には物価スライド制があり、年金の実質価値が維持されています。しかも、基礎年金給付の1/3を国が負担しています。今の若い世代でも、平均寿命まで生きれば、支払う保険料総額よりも多く年金が受け取れます。その上、遺族年金や障害年金が万一の出来事をカバーしています。

しかし、若いうちから加入して保険料を納めないで、将来、受け取れる年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。きちんと保険料を納めて、大きな安心を手にとってください。

〈社会保険事務局大河原事務所〉
☎0224-511-3111
☎市民課国民年金相談係
22-11312

